

認知症の方の「もしも」に備えて

諏訪市認知症高齢者等個人賠償責任保険

保険商品名「日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険」
保険期間（ご契約期間）：2026年4月1日午前0時～2027年3月31日午後12時

認知症の方が他人にケガを負わせたり、他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合に備えて、諏訪市見守りネットワーク事業に登録されている認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するものです。

お支払いできる主な例

例えば、このような時に保険が適用されます。



誤って線路に入り
電車を止めてしまった

(注) 日本国内のみ



他人に
ケガをさせた

(注) 上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



他人の物を
壊してしまった
など

保険加入の対象になる人

諏訪市見守りネットワーク事業に登録した次のいずれかの方。

- ① 諏訪市に住民登録がある認知症高齢者。
- ② 40才～64才で若年性認知症と診断された方。

※対象外：寝たきり等により、日常生活において他人の財物を壊すなどの可能性が明らかにない方。

保険料に関して

保険料は、諏訪市が負担します。
加入者の負担金はありません。

補償内容

加入者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。

日常生活賠償保険金額

1事故あたり最高1億円（免責金額0円）

(注) 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意によるもの
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任
- ・被保険者の心神喪失による損害賠償責任
- ・自動車の使用に起因する損害賠償責任 など

加入の申込み

申請書に必要事項を記入の上、生活相談課高齢者福祉係まで提出をお願いします。

(若年性認知症の方は、医師の診断書を添付)

併せて、諏訪市見守りネットワークにご登録いただきます。

市で加入要件の確認を行い、後日、結果通知をお送りしますので、保険開始日の確認をお願いします。

個人賠償責任保険加入申込後の流れ

申請

- ・ 所定の申請書の提出（ご家族等）
- ・ 対象者の確認、決定通知（諏訪市）
- ・ 保険会社へ保険料の支払い（諏訪市）

事故発生

加入者家族から、
加入の保険会社へ連絡

保険会社による調査・審査

審査の結果

補償対象
保険金の支
払いあり

審査の結果

補償対象外
保険金の支
払いなし

(注) このご案内は日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。詳しくは団体日常生活賠償保険パンフレット、またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

(引受保険会社)
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
長野支店諏訪支社
長野県諏訪市諏訪2-2-75KMビル
Tel：050-3460-0909

(取扱代理店)
株式会社ICS
長野県諏訪市大手1-14-5諏訪
シティホテル成田屋2F
Tel：050-5526-5901

【問合わせ先】 諏訪市役所 生活相談課 高齢者福祉係 ☎ 5 2 - 4 1 4 1